

日の土曜日にも変更点があつたようではございますが、例えは、これに関して言えば、休業要請等をめぐり国と自治体の足並みがそろつてゐるとは言い難く、国民生活にも影響がでています。国との協議を一方的に求めるのではなく、国と自治体がしっかりと対話をした上で対策を進めるべきであると考え、このような観点から、まず総務大臣に伺います。

二月十七日の行政監視委員会において、参考人の磯崎中央大学教授はこうおっしゃいました。社会の課題に対して法令が余りに多く、細か過ぎるという法令の過剰過密の問題を指摘なさいました。人口減少社会で自治体職員は少なくなる一方で、

執行すべき法令は減らず、細部まで規定していること、このような中で地域の課題解決に取り組む余裕がなくなってしまうことや、執行に携わる自治体職員が法令が余りに多く過剰過密であるがために十分に習熟できないことによる現場の混乱及び執行コストの増大等の問題を生じさせるといった問題点を指摘されました。

国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関です。今のような緊急事態発生時だからこそ、緊急事態対応という名の下で不適正な行政運営がなされていないかという観点から、行政を監視する役割が全国民の代表たる国会議員で構成される国会で果たしていくことが求められると思います。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、三月二十八日に策定をされて、四月七日と先

法令だと不要な法令だということを申し上げることは私はできませんが、各地方自治体において、たくさんの方令を解釈された上で法令に沿つて対応していかれるということに一定の負担はあると存じます。

○吉川沙織君 先日の二月十七日の行政監視委員会の参考人質疑の際も、磯崎参考人は、このぐらい分厚い法令のコンメンタールみたいなをお持ちになつて、これぐらい読み込まないと自治体は対応ができないような、そういう状況に陥っているというようなお話をございましたので、今大臣から御答弁ございましたとおり、一定の負担は生じているものと思います。

自治体がこれら法令を執行するに当たっては、法律、政令、省令、告示、これらのほかに、法的拘束力はないものの、国が自治体向けに発出する通知、要領、事務連絡等を踏まえて対応することが必要となります。

法的拘束力を持たない国からの自治体向けの通知や事務連絡等が年間どのくらい発出されているか、地方自治を所管する総務省として、その総数年間どれぐらい発出されているか、御存じでしたら教えてください。

○国務大臣（高市早苗君） 法令は、各府省庁に

またがるものがたくさんあると思います。その中で、他省庁に関するものについて、これは過剰な

務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言をすることができるときとされております。

総務省において各大臣が行つた助言について網羅的に把握する立場にはございません。したがつて、総務省として国の各府省から地方公共団体向けに発出した通知や事務連絡の総数は把握しております。

○吉川沙織君 では、今もうまさに緊急事態として対応いただいている新型コロナウイルス感染症につき伺います。

政府は感染拡大の防止に向けた取組を全力で行っていただいていると承知しておりますが、政府の方針を踏まえ、自治体も地域の実情に応じた対策を講じることが求められています。例えば、厚生労働省のウェブページ「自治体・医療機関向け情報一覧（新型コロナウイルス感染症）」を見ると、多数の通知や事務連絡が掲載されています。これまでに経験のない感染症対策に追われる自治体の現場職員が、これらを全て熟読し理解をした上で業務を進めることができているかどうかは懸念がないとは言えません。

新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たり、国から自治体向けて発出された通知や事務連絡等の総数を把握しているかどうか、総務大臣に伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 総務省として、新型

コロナウイルス感染症に関して、国の各府省から地方公共団体向けて発出した通知や事務連絡の総数は把握いたしておりません。

○吉川沙織君 先ほどと同じ理由かと思うんです

が、では、もし御存じでしたら、大臣、教えてください。総務省が自治体に発出した総数というのを把握されていますか。

○国務大臣（高市早苗君） 各局の全て合計しますと二百一件でござります。

○吉川沙織君 今回の新型コロナウイルス感染症対策で、国から自治体に総務省で発出した事務連絡が既に二百一件。厚生労働省のページ、サイトを見たら物すごいあって、恐らくこれはほかの他府省庁においても物すごい数の事務連絡等が発出されているものと思います。

ここで、厚生労働省の大臣官房審議官に伺います。厚生労働省は三月一日付で「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」という事務連絡を発出しています。この事務連絡において、軽症者等の療養につき、どのような方針を示していたのか伺います。

○政府参考人（吉永和生君） お答え申し上げます。

委員御指摘の三月一日の通知でございますけれ

ども、二月二十五日の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が策定されたことに基づきまして、その具体的な内容についてお示ししたものでござります。

今答弁あつたとおりでございますけれども、そう書かれていました。

三月一日から一ヶ月たつた四月一日には「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」と題する事務連絡が発出され、この中に宿泊療養、自宅療養の対象の考え方が示されています。三月一日付けで示された方針につき、四月一日付け事務連絡ではどのような変更点があつたのか、厚生労働省大臣官房審議官に伺います。

○政府参考人（吉永和生君） 四月一日の事務連絡につきましては、三月一日の通知の内容につきまして、具体的に移行を希望する自治体が出てきた中で詳細について定めたものでございます。

具体的な相違点でございますけれども、基本的な原則、高齢者、基礎疾患がある方、免疫抑制状態である方、妊娠している方については移行しないという部分は変わってございませんけれども、さらにP-C-R検査陽性で感染防止に係る留意点が遵守できる方という要件、また帰国者・接触者外来又は現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した方ということを示しているものでございます。

また、療養の場所につきまして、入院病床の状

況及び宿泊施設の受入れ可能人数の状況を踏まえつつ、高齢者との同居の有無等と家族状況、あるいは帰国者・接触者外来等から把握した情報等を基に、宿泊療養、自宅療養のために都道府県等が必要な調整を行い療養場所を確定させることとしているものでございます。

また、自宅療養、宿泊療養の解除の基準につきましても新たに記載してございますけれども、原則として、退院基準と同様に、軽快後、P-C-R検査を実施し、二回連続して陰性が確認された場合について解除するということを通知しているものでございます。

○吉川沙織君 三月一日付けの事務連絡と四月一日では内容異なるわけですが、この三月一日付けの事務連絡においては、感染症指定医療機関等への入院措置を実施するとしつつも、地域で感染拡大した場合、重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障を来すと判断される場合は自宅での安静、療養を原則とするとして、このような体制に移行する場合は、さつき一つ前の答弁でありましたけれども、厚生労働省とも相談するように求めていました。

このように厚生労働省との相談を求めた理由と いうのは、これ感染症法の規定だったのか、それとも二月二十五日の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針にそういう記述があつたからか、ど

ちらかだと思うんですが、どちらでしようか。

○政府参考人（吉永和生君） 委員御指摘のとおり、外来診療体制や入院医療提供体制等の各対策の移行につきましては、基本的には都道府県の御判断により行われるものでございますが、厚生労働省といたしましても、移行に当たつての準備状況の確認、また共有する趣旨で、外来診療体制や入院医療提供体制につきまして現行の対策を移行させる場合には厚生労働省に御相談いただくこととしているものでございます。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画が元々ござりますけれども、その中におきましても、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等につきまして柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行につきまして、必要に応じて国と協議の上、都道府県が判断することとしているということが記載されているところでございます。

また、委員御指摘のありました三月二十八日の基本的対処方針におきましても、国や地方自治体等の関係者が一丸となつて対策を進める必要があることから、患者が増加し、重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがあると判断する都道府県や、増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する

都道府県における医療提供体制の整備につきまして厚生労働省に相談することとしているものでございます。

○吉川沙織君 原則入院措置、これ元々の方針だと思います。これから軽症者等について自宅、宿泊施設での療養への移行に関し、厚生労働省は、さつき答弁いただきましたけど、三月一日の事務連絡等においてその具体的基準を示さなかつたこと、また、その移行に当たつては厚生労働省とも相談する、この相談を求めたことが自治体の取組の制約となつたことが、四月四日付けの日本経済新聞にも掲載されておりますけれども指摘されています。この結果、都市部など感染が急拡大している地域では、対応病床が逼迫し、感染者数が病床とほぼ同数に達しました。中核市市長会からは四月一日付けで、無症状あるいは軽症者の入退院基準を再度整理するよう国に対し緊急要請もなされています。

三月一日付けの事務連絡が自治体の自主的な判断の支障となり、実情に応じた取組の制約となる事態を招いた側面があることについて、もし厚生労働省として所見があればお伺いしたいと思います。

○政府参考人（吉永和生君） 三月一日の通知につきましては、先ほど申しましたとおり、二月二十五日の基本方針に基づいてその具体的な中身を

記載したものでございますが、どういうものが今後必要になるかとということを具体的に記載して発出したものでございます。

四月一日につきましては、まさに委員御指摘のとおり、各地方自治体の方から移行について考えたいというような御相談も受けている状況の中で、さつき答弁いただきましたけど、三月一日の事務連絡等においてその具体的基準を示さなかつたこと、また、その移行に当たつては厚生労働省とも相談する、この相談を求めたことが自治体の取組の制約となつたことが、四月四日付けの日本経済新聞にも掲載されておりますけれども指摘されています。この結果、都市部など感染が急拡大している地域では、対応病床が逼迫し、感染者数が病床とほぼ同数に達しました。中核市市長会からは四月一日付けで、無症状あるいは軽症者の入退院基準を再度整理するよう国に対し緊急要請もなされています。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、まだ未知の部分が非常に多い中で、効果的な公衆衛生対策を講じていく観点から、様々に最新の状況を踏まえて、その知見を地方自治体にも送付をしながら有効な対策を投じていくことが必要でございます。その観点で、通知が幾つかに分かれていくのではないかというようなこともござりますし、相当量の通知が出ているのではないかという点はごもつともで、御指摘のとおりでございますが、私どもとしても、最善の努力をしながら、自治体のその感染症に対する対策が講じられるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○吉川沙織君 今までに例のないような感染症ですで、そういう意味では今の御答弁も分かります。ただ、感染症の蔓延防止は広域的、緊急に

対応すべき課題、問題であつて、国としてある程度方針を示すことは必要だと思います。ただ、今回この対策においては、厚労省が発出した事務連絡が三月一日時点では具体性を欠いて、実質的に自治体の実態に即した判断を行う際の支障になつてしまつた側面は否定できません。

今、四月一日付けの事務連絡、手元にあります実はこの四月一日付けの事務連絡の中に「本事務連絡とあわせて、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和二年四月一日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）を事前準備及び対応の参考にされたい。」。これ以外にも、改めて追つて連絡する予定のものがあつたりします。

緊急事態において、累次において多数の通知を国が発出することは、現場の自治体にとつて大きな負担になるということは言うまでもありません。国が発出する法的拘束力を持たない通知、事務連絡の類いが自治体の業務遂行に与える影響について、総務大臣の御見解を伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 例えば、総務省から発出させていただいている通知の内訳を見ますと、一番多いのは自治行政局百十九件、次に多いのが消防庁六十二件となっております。自治財政局などは予備費、令和元年度の予備費の使用に関する案件であったり、自治税務局はそれぞれ今般の税制についての通知でございます。自治財政局五件、自治税務局十二件というふうになつていて、それだけれども。

特に自治行政局が発して、たくさん通知は、総務委員会などで各委員の先生方から御指摘があつたことが多いです。特に、このようなことになってお子さんが学校に行けなくなつてしまつて、公務員の方がおうちでお子さんのお世話をされなきやいけない、そのときにどのように対応するかですか、また、臨時の職員の方がそこで職を失うようなことにならないように配置換えなどいろいろなことをしてほしいといったようなこと、多くは委員会の御指摘をしつかりと受け止めているものであります。それほど長い通知ではございませんので、是非とも一読をいただきたいものばかりでございます。

○吉川沙織君 厚生労働省が出している例えは今議論しておりました三月一日付けと四月二日付けの事務連絡というものは本当に、今大臣が御答弁いたしましたのは、多分総務省の自治行政局と消

防庁の件数とその内容が委員会で議論されたものだという御答弁でございましたけれども、例えば厚生労働省が出しておられる事務連絡なんかを拝読いたしますと、これ、どこにひっくり返つてどう読めばいいのか、本当に自治体の現場で少ない人数で対応している中で、本当にこの自治体の裁量でやつていいのか、でも、厚生労働省と相談しなきやいけないんじやないかとか、でも、この事務連絡 자체は法的拘束力がないんだけれども、といって、自治体によつては自治体独自の判断で取組を先行させているようなところもありました。

今回の新型コロナウイルス対策に関する事案においては、例えばその厚労省の事務連絡が今申し上げたように制約となりつても、自治体が自主的な取組先行させました。感染症の、何というんですかね、蔓延防止のような広域的、緊急的に対応すべき事案の対応に際しても、地域の実情に応じて自治体の自主的な取組が阻害されることがないような国と自治体の関係が望ましいと思います。

法令の制定だけでなく、法的拘束力のない通知や事務連絡の在り方についても、各府省は、いいか悪いかは別として、最大限留意する必要があるのではないかと考えますが、地方自治を所管する総務大臣の御所見を伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 少なくとも、総務省から発出しております通知に関しましては、発出

前に私のところに文書が来まして、これは必要な通知だと判断して発出をお願いしております。各省それに必要な情報の提供というものを読めばいいのか、本当に自治体の現場で少ない人数でやつていいのか、でも、厚生労働省と相談しなきやいけないんじやないかとか、でも、この自治体の方からいただいておりますので、できるだけ簡潔に必要な情報を提供していくことが必要だと思います。

○吉川沙織君 今日は、実質約二十年ぶりに設置をされました国と地方の行政役割の分担に関する小委員会で質疑をさせていただきました。この感染症対策一つ取つてみても、国と自治体の在り方、問われていると思いますし、この立法府でしっかりと行政監視の役割果たしていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。